



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の収納の事務の委託（農政経済課） 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 1
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課） 2
- 歳入の収納の事務の委託（住宅課） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） 2
- 大規模小売店舗の新設の届出（商工振興課） 2
- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（商工振興課） 3
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課） 4

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立中部病院） 7
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立南部医療センター・こども医療センター） 8
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立北部病院） 8

告 示

沖縄県告示第295号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成23年 5月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した収納事務 農業改良資金貸付金に係る滞納元金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号フェアビル2F
- 3 委託期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

沖縄県告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり久米島町仲里土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 5月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
監事	平良進	久米島町字比嘉809番地

任期 平成23年 4月18日から平成24年 8月 5日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
監事	幸地猛	久米島町字比嘉97番地11

沖縄県告示第297号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成23年 5月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公告認定対象区域 中頭郡西原町字棚原白河342番 1 ほか29筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県中部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成23年 5月10日 沖縄県指令土第549号

沖縄県告示第298号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成23年 5月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した収納事務 県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西 1 丁目19番 7 号フェアビル2 F
- 3 委託期間 平成23年 4月 1 日から平成24年 3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年 7月 1 日まで縦覧に供する。

平成23年 5月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年 5月 2 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人子供国際交流健全育成事業 FANTASY
- 3 代表者の氏名 喜屋武宏樹
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市久茂地 2 丁目21番17号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、大人から子供まで幅広い年齢層を対象に、国際交流を主として国内及び国外における自然体験活動、野外教育、環境教育活動、冒険教育などの広く自然の中での国際交流、文化交流を体験・活動する事業である。自然体験活動等に関する情報の提供、プログラムの開発を通して国際交流活動等の普及及び振興に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成23年 5月20日から同年 9月20日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び浦添市市民部商工産業課において縦覧に供する。

平成23年 5月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 届出年月日 平成23年 4月13日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 トヨタカローラ沖縄株式会社浦添店 浦添市城間四丁目7番3号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 トヨタカローラ沖縄株式会社 浦添市城間四丁目7番3号 代表取締役 上地弘展
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 トヨタカローラ沖縄株式会社 浦添市城間四丁目7番3号 代表取締役 上地弘展
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成23年12月14日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,275平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 38台
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び浦添市市民部商工産業課において縦覧に供する。)
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 4台
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び浦添市市民部商工産業課において縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 なし
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 21立方メートル
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び浦添市市民部商工産業課において縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前8時30分、閉店時刻 午後6時30分
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後6時30分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3カ所、出口3カ所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び浦添市市民部商工産業課において縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 なし

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成23年 5月20日から同年 9月20日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。

平成23年 5月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 有限会社むつみ総業テナントビル 沖縄市泡瀬四丁目1420番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社むつみ総業 沖縄市泡瀬四丁目7番3号 代表取締役 石原昌憲
- 3 届出年月日 平成23年 4月11日
- 4 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称) 有限会社むつみ総業テナントビル

変更後 有限会社むつみ総業テナントビル

5 変更の年月日 平成23年 3月 8日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成23年 5月20日から同年 9月20日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。

平成23年 5月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 有限会社むつみ総業テナントビル 沖縄市泡瀬四丁目1420番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社むつみ総業 沖縄市泡瀬四丁目 7 番 3 号 代表取締役 石原昌憲

3 届出年月日 平成23年 4月11日

4 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置

変更前 位置 次の図のとおり

変更後 位置 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)

(2) 駐輪場の位置

変更前 位置 次の図のとおり

変更後 位置 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)

5 変更する年月日 平成23年12月12日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成23年 5月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 (1) 処分をした年月日 平成23年 4月 6日

(2) 商号名 有限会社蔵下組

(3) 代表者名 蔵下幸六

(4) 所在地 国頭郡伊江村字川平223番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-21）第1200号、沖縄県知事 許可（般-21）第1200号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成23年 3月29日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成23年 4月14日
(2) 商号名 ウイトコインダストリー株式会社
(3) 代表者名 餌取慶三
(4) 所在地 宜野湾市真志喜二丁目11番 7号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18) 第4237号、沖縄県知事 許可(般-18) 第4237号、沖縄県知事 許可(般-19) 第4237号、沖縄県知事 許可(般-20) 第4237号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年 3月23日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成23年 4月18日
(2) 商号名 株式会社ソルテック
(3) 代表者名 福田利夫
(4) 所在地 那覇市曙 3 丁目18番26号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18) 第7857号、沖縄県知事 許可(般-18) 第7857号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年 3月29日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成23年 4月18日
(2) 商号名 株式会社アメニス空調
(3) 代表者名 嘉手納良則
(4) 所在地 沖縄市字与儀631番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18) 第8983号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年 3月29日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成23年 4月18日
(2) 商号名 有限会社トーワ
(3) 代表者名 當眞恵美
(4) 所在地 うるま市字川田331番地の 1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-20) 第8986号、沖縄県知事 許可(般-20) 第8986号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年 4月 4日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成23年 4月18日
(2) 商号名 有限会社北原土木
(3) 代表者名 喜如嘉朝保
(4) 所在地 中頭郡北谷町字砂辺301番地 7
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-20) 第8206号、沖縄県知事 許可(般-20) 第8206号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年 4月 6日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成23年 4月18日
(2) 商号名 有限会社仲地建装
(3) 代表者名 仲地京子
(4) 所在地 浦添市西原一丁目 6 番10号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第4541号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年4月7日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成23年4月18日
- (2) 商号名 石垣管工事業協同組合
- (3) 代表者名 後上里悟
- (4) 所在地 石垣市浜崎町三丁目2番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第8547号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年4月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成23年4月18日
- (2) 商号名 大城鉄筋工業
- (3) 代表者名 大城毅
- (4) 所在地 沖縄市仲宗根町19番14号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第9279号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年4月7日付けで、建設業法第12条に基づき鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成23年4月18日
- (2) 商号名 コンボルト・ジャパン株式会社
- (3) 代表者名 餌取慶三
- (4) 所在地 うるま市勝連南風原5192番地21
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第11877号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年4月8日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び鉄筋工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成23年4月22日
- (2) 商号名 株式会社ぐすく建設
- (3) 代表者名 大城昂
- (4) 所在地 那覇市字仲井真295番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18)第279号、沖縄県知事 許可(般-18)第279号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年4月13日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成23年4月22日
- (2) 商号名 有限会社翁長電気工事
- (3) 代表者名 翁長秀樹
- (4) 所在地 うるま市宇西原6番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18)第880号、沖縄県知事 許可(般-18)第880号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年4月15日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成23年4月25日
- (2) 商号名 株式会社うるま鐵構
- (3) 代表者名 長嶺由一
- (4) 所在地 宜野湾市嘉数三丁目21番5号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第2610号

- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年 4月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成23年 4月25日
- (2) 商号名 有限会社ナカタ商会
- (3) 代表者名 仲田明彦
- (4) 所在地 国頭郡本部町字瀬底4834番地 1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-18）第10124号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年 4月11日付けで、建設業法第12条に基づき建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 平成23年 4月25日
- (2) 商号名 株式会社丸元建設
- (3) 代表者名 糸数憲一郎
- (4) 所在地 那覇市字古波蔵339番地の 1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-19）第510号、沖縄県知事 許可（特-21）第510号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業及び管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年 4月12日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 平成23年 4月25日
- (2) 商号名 有限会社協進
- (3) 代表者名 天願勝行
- (4) 所在地 うるま市字田場1219番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-19）第5820号、沖縄県知事 許可（般-19）第5820号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、機械器具設置工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年 4月12日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、機械器具設置工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 17(1) 処分をした年月日 平成23年 4月25日
- (2) 商号名 有限会社中央建設
- (3) 代表者名 照喜名吉広
- (4) 所在地 石垣市字新川2314番地の 7
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第7203号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年 4月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 18(1) 処分をした年月日 平成23年 4月25日
- (2) 商号名 株式会社沖縄施工
- (3) 代表者名 仲 敏弘
- (4) 所在地 浦添市仲間一丁目23番 5号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第5868号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年 4月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成23年 5月20日

沖縄県立中部病院長 宮 城 良 充

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立中部病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立中部病院総務課 沖縄県うるま市字宮里281番地
- 3 落札者を決定した日 平成23年 3月15日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄美装管理株式会社 沖縄市比屋根三丁目1番15号
- 5 落札金額 78,540,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成23年 2月1日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成23年 5月20日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 大 久 保 和 明

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 沖縄県島尻郡南風原町字新川118番地の1
- 3 落札者を決定した日 平成23年 3月15日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄県ビルメンテナンス協同組合 沖縄県那覇市曙2丁目27番14号
- 5 落札金額 73,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成23年 2月1日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成23年 5月20日

沖縄県立北部病院長 上 原 哲 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立北部病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立北部病院総務課 沖縄県名護市大中二丁目12番3号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成22年 3月18日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 沖縄美装管理株式会社 沖縄市比屋根三丁目1番15号
- 5 契約金額 45,339,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊2-19-8
---	--